

本申請の種別（電子申請または紙申請）と申請先、手数料の支払い方法 **〈10/1更新〉**

申請種別	本申請の種別 (NICE WEB上で選択)	申請先 (NICE WEB上で選択)	支払い方法
建築基準法（確認・検査 ※1） ※1…当センターで確認済証を交付したものに限り	電子申請（2step） 事前申請：電子申請 本申請：電子申請	中部事務所 西部事務所 東部事務所 甲府事務所	月締め払い
適合証明（設計・現場 ※2） ※2…当センターで確認済証を交付または交付予定の建築物に限る	紙申請（2step） 事前申請：電子申請 本申請：紙面で提出	本申請を申請する窓口 全ての事務所・支所	現金払い コンビニ払い 月締め払い
省エネ適合性判定	電子申請（2step） 事前申請：電子申請 本申請：電子申請		
住宅性能評価 長期使用構造等確認	電子申請（1step） 本申請：電子申請 ※事前相談：なし	本所	月締め払い
低炭素建築物技術的審査			
BELS評価			
すまい給付金用現金取得者向け対象住宅証明			
性能向上計画認定（省エネ35条）／認定表示（省エネ41条）技術的審査			

令和5年10月1日より、建築物の規模による制限を解除し、建築物の規模に関わらず申請が可能になりました。

NICE WEB申請 Q&A（よくある質問）

申請全般

Q 社員のアカウントを追加で登録したい。  
A 社内の社員管理機能がONになっている方の管理画面から設定変更が可能です。

Q 電子申請を利用するにあたり電子署名が必要ですか。  
A 電子署名は必要ありません。

Q 物件削除は行っていないのに物件画面一覧から物件が消えてしまった。  
A 物件を非表示設定にしていることが考えられます。  
①物件一覧画面の「物件検索」選択してください。  
②検索条件が表示されますので、画面内の「非表示物件のみ」にチェックし「検索」を選択してください。非表示設定となっている物件の一覧が表示されます。  
③表示したい物件を選択し、物件検索横の「表示」を選択すると物件一覧に再び表示することが可能です。

フラット35

Q 竣工済特例の申請は「設計」と「竣工」のどちらから行いますか。  
A 「設計」から申請をお願いします。

確認申請


Q 確認済証等の郵送はいつ頃届きますか。  
A 確認済証等の紙面原本は、交付日の夜ポスト投函の普通郵便にて発送いたします。原本の到着は、交付日の3日後程度となります。到着日の目安は、郵便局ホームページにてご確認ください。

Q 記載事項変更届や軽微な変更説明書はどこから申請しますか。  
A 「申請書作成」→「基準法」→「その他（記載事項変更）」から申請が可能です。なお、書式は確認の「EXCEL作成」から作成可能です。また、軽微な変更説明書は検査申請時の添付書類のため、単独での申請はできません。

その他

Q 作業中に【別のユーザが処理中の為～】のコメントが出て作業ができなくなってしまう。  
A 保存ボタン等をクリックせずブラウザの「×」をクリックして終了した場合、該当物件が編集状態のままとなります。自動タイムアウトになるまで15～20分程おいてから作業を再開してください。作業を終了する場合（ブラウザを閉じる場合）は、必ず物件編集画面の保存ボタン等をクリックし編集作業を終了してください。ブラウザの「×」をクリックして終了しないようご注意ください。

猛暑の夏が終わり、過ごしやすさを感じる季節となりました。【食欲の秋】、【読書の秋】etc 様々な秋を思い浮かべますが、ここ最近の秋に関しては【かゆみの秋】を思わずにはられません。外出のたびに蚊に刺され、夏以上に蚊を身近に感じております。どうも蚊は22度～30度の気温で活発になるとのことで、蚊にとって【行楽の秋】を迎えたようです。皆様お出かけの際は虫よけグッズをお忘れなく。



まちセンNEWSLETTER

まちセンに関する最新の話や法改正、申請時の注意点、設計・施工に関する技術的な情報などをお届けします。 2023年10月発行

2025年4月1日施行の建築物省エネ法の改正について

2022年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）により建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付け**られます。

改正概要

- **基準適合義務の対象を、小規模非住宅・住宅にも拡大します。【法第11条第1項改正】**  
※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模（10㎡を想定）以下のものを除く。現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く。施行日以後に工事に着手する建築物が対象
- **増改築を行う場合の省エネ基準適合を求める範囲を見直します。【法第11条第1項改正】**
- **届出義務（法第19条）は、基準適合義務の拡大に伴い、廃止します。【法第19条削除】**



【建築主の義務等】	〈現行〉		〈改正〉	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務 (2017.4～)	届出義務	適合義務 (2017.4～)	適合義務
中規模	適合義務 (2017.4～)	届出義務	適合義務 (2017.4～)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

施行に向けた今後のスケジュール（予定）

	2022年度		2023年度				2024年度	2025年度	
	6月	9月	8月	9月	10月	11月			
改正法の施行に係る主なスケジュール	法律 6/17 公布	政令 9/1 3か月施行 (3年施行関連)	4/1 1年施行	※調整中(調整が済み次第速やかに公布予定)				4/1 2年施行予定	
【国交省主催】制度説明会等の開催スケジュール	QRコード		省エネ講習テキスト・4号申請マニュアル		11月下旬 公表・配布予定				
			① 改正法制度説明会	11月上旬から開催		←			
			③ 説明会動画配信	11月上旬から配信		←			
			② 設計等実務講習会	11月下旬から開催		←			
			③ 講習会動画配信	11月下旬から配信		←			
			④ 断熱施工技術講習		←				

国土交通省が主催する「改正建築物省エネ法・建築基準法等の講習（①～④）」については、こちらを参照してください。 改正に関する最新情報は、国土交通省のHPでご確認ください。

## 2023年4月1日施行の建築基準法施行令の改正について

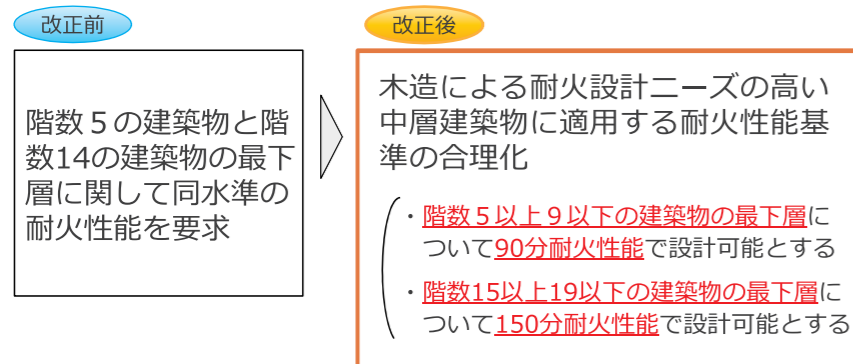
近年の社会経済情勢の変化に鑑み、建蔽率規制の合理化、定期調査・報告等の対象及び換気規制の見直し、防火規制及び避難規制の合理化を図るため、建築基準法施行令及び関係省令について所要の改正が行われました。2023春号においてご案内いたしました「倉庫等の大規模庇等に係る建蔽率算定上の建築面積の算定方法の合理化」、2023夏号においてご案内した「採光無窓居室から直通階段までの歩行距離制限の合理化」と「主要構造部を耐火構造等とする無窓居室の範囲の合理化」に続き、「階数に応じて要求される耐火性能要求の合理化」についてご案内いたします。

### ● 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化（令第107条関係）

法第2条第7号に規定する耐火構造に必要とされる性能として令第107条第1号に規定する非損傷性の要求時間は最上階から数えた階数が5以上で9以下の階の壁（耐力壁である間仕切壁及び外壁）、柱、床及びはりについては「2時間」から「1.5時間」に、最上階から数えた階数が15以上で19以下の階の柱及びはりについては「3時間」から「2.5時間」に見直すことで規制の合理化が図られました。なお、本改正と併せて条文の表現の適正化を図る改正が行われていますが、基準の見直しではないため、階数に応じた非損傷性の要求時間の見直し以外は従前の通りの運用となります。

#### 改正概要

- 木造による耐火設計ニーズの高い中層建築物に適用する耐火性能基準を合理化し、中層建築物への木造利用の促進を図る。



階数	耐火性能要求時間 (分)	階数	耐火性能要求時間 (分)
4以内	60分	4以内	60分
5以上9以下	120分	5以上9以下	90分
10以上14以下	120分	10以上14以下	120分
15以上19以下	180分	15以上19以下	150分
20以上	180分	20以上	180分

※ 改正後の90分・150分は、階数5以上9以下・15以上19以下の建築物の最下層に適用される。

また、上記改正に伴い、耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）において定める耐火構造の壁（耐力壁である間仕切壁及び外壁）、柱、床及びはりの構造方法に仕様追加されています。

## 静岡県内の中間検査（基礎配筋検査）の申請にご注意ください！

静岡県内の特定行政庁が告示で規定する「階数が3以上の建築物」の中間検査（基礎配筋検査）において、申請漏れなどの事案が発生しております。基礎配筋からコンクリート打設までの間は期間が短い為、打設に合わせ余裕をもたせた工程管理と検査のご申請をお願いします。

- ☑ 工程の確認を徹底し、中間検査（基礎配筋）の申請を忘れることのないようにしましょう。
- ☑ コンクリート等の打設に合わせ、検査の申請には十分に余裕を持たせましょう。
- ☑ 中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事を施工することはできませんのでご注意ください。



## 【住宅金融支援機構】賃貸住宅融資の制度改正（10月以降申込受付分から）

### まちづくり融資（長期建設資金）及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資の制度改正

脱炭素社会の実現に向け、賃貸住宅の省エネルギー性能の向上を促進するため、まちづくり融資（長期建設資金）及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資の制度が見直されます。

#### (1) 省エネルギー性能基準の見直し（基準強化）

	見直し前	見直し後
まちづくり融資（長期建設資金）	耐熱等性能等級2相当以上	断熱等性能等級4以上かつ 一次エネルギー消費量等級4以上
サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資	断熱等性能等級3以上 または 一次エネルギー消費量等級4以上	または 建築物エネルギー消費性能基準

※令和5年9月30日までに、機構または保証期間に事前相談を行った場合は、令和6年3月31日までに機構にお申込みいただければ見直し前の省エネルギー性能基準での申し込みが可能です。

#### (2) 長期優良住宅又はZEHを対象とした金利引き下げ制度の創設

詳しくは、住宅金融支援機構HPでご確認ください。

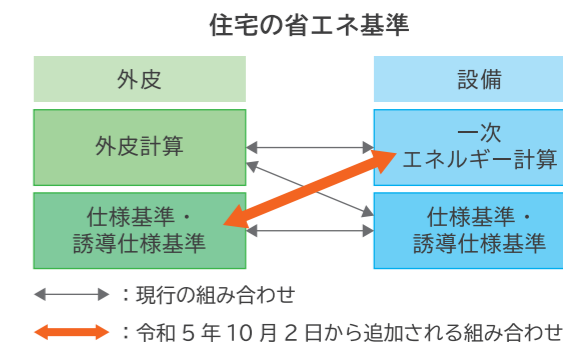
住宅金融支援機構 検索

制度改正案内チラシ (PDF)



## 令和5年10月の改正省エネ計算【たすきがけルート】

建築物省エネ法において、外皮を仕様基準、設備を計算ルートで行う「たすきがけルート」が10月2日より開設されました。省エネ基準適合の評価方法について、住宅では外皮を仕様基準（誘導仕様基準含む）、設備をエネルギー消費性能計算プログラムで評価する事が可能となります。住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素建築物、性能向上計画認定、BELSにおいて当該ルートの開設に伴う改正を予定しています。



### 住宅保証機構

## まもりす倶楽部 お見積りキャンペーン



### 終了間近！

＊2023年8月1日～2023年10月31日＊

期間中にまもりす倶楽部のお見積りいただいた方の中から抽選で賞品をプレゼント！  
また、期間中にご成約※いただいた場合、**当選確率2倍！**

※ご成約には、10月31日までに加入依頼書のご提出と保険料の着金が必要となります。  
※既にご加入いただいている事業者様は対象外です。



### 経営管理部からのお知らせ

10月1日よりインボイス制度が始まりましたが、同制度において仕入税額控除などをご利用される際には下記の書類が必要となります。  
当センターをご利用のお客様におかれましては、当該書類の保管を心掛けて頂き、**紛失・汚損等に十分ご注意ください**ますようお願い申し上げます。

#### インボイスにおける保管が必要な、当センター発行の書類

- 【現金払いの場合】  
領収書、納品書（両方必要）
- 【コンビニ払いの場合】  
コンビニ払込票、納品書（両方必要）
- 【月締め払いの場合】  
月締め請求書PDFデータ（データ保存必要）

